

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

[表記方法について]

(1)赤文字

①令和6年2月改定における新規の項目、②令和6年2月改定において修正した文言、番号

(2)青文字

①令和6年2月改定において移動した項目、②令和6年2月改定における移動の際に修正した文言

(3)緑文字[点検・評価の観点のみ]

①令和7年6月改定における新規の観点、②令和7年6月改定において修正した文言

新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
基準	基準 I 建学の精神と教育の効果	
テーマ	A 建学の精神	
区分	基準 I -A-1 建学の精神を確立している。	
観点	(1)建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2)建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。 (3)建学の精神を学内外に表明している。 (4)建学の精神を学内において共有している。 (5)建学の精神を定期的に確認している。	
区分	基準 I -C-1へ←	
観点	基準 I -C-1へ←	
	基準 I -C-1へ←	
	基準 I -C-1へ←	
テーマ	B 教育の効果	
区分	基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	
観点	(1)学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2)学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3)学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 (4)学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。	
区分	基準 I -B-2 学習成果を定めている。	
観点	(1)短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 (2)学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。 (3)学習成果を学内外に表明している。 (4)学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	
区分	基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。	
	(1)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。	
	上記(1)に包摂← (削除)	
	(1)三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2)三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3)三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
(2)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ティプロマ・ポリシー)を明確に示している。 ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。 ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	上記(1)に包摂←	(4)三つの方針を学内外に表明している。 ←基準Ⅱ-A-1より
(3)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。 ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。		←基準Ⅱ-A-1(1)及び①より ←基準Ⅱ-A-1(2)より ←基準Ⅱ-A-1(3)より ←基準Ⅱ-A-2より
(4)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。 ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。 ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。		←基準Ⅱ-A-2(1)より (新規) ←基準Ⅱ-A-5より ←基準Ⅱ-A-5(1)より ←基準Ⅱ-A-5(3)より ←基準Ⅱ-A-5(9)より
<b>テーマ C 社会貢献</b>	(新規)	
区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	←基準 I-A-2より	
観点 (1)社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。 (2)地域・社会への貢献に取り組んでいる。 ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。 ②地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。 (3)地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。	(新規) (新規) ←基準 I-A-2(1)より ←基準 I-A-2(2)より ←基準 I-A-2(3)より (新規)	
<b>テーマ D 内部質保証</b>	<b>C 内部質保証</b>	
区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	
観点 (1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2)定期的に自己点検・評価を行っている。 (3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6)自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。	(1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2)定期的に自己点検・評価を行っている。 (3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6)自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	
区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。	基準 I-C-2 教育の質を保証している。	
観点 (1)学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。 (2)査定の手法を定期的に点検している。 (3)教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	(1)学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。 (2)査定の手法を定期的に点検している。 (3)教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
基準	(4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	(4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。
テーマ	基準Ⅱ 教育課程と学生支援	基準Ⅱ 教育課程と学生支援
区分	A 教育課程	A 教育課程
観点	基準Ⅰ-B-3へ←  基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。	基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。  (新規)
区分	基準Ⅰ-B-3へ←  基準Ⅰ-B-3へ←  基準Ⅰ-B-3へ←  基準Ⅰ-B-3へ←  (1)単位授与の要件を定めている。 (2)単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。 ①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。 (3)単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。 (4)進級判定がある場合は周知している。	(1)卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (2)卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (3)卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。  (新規) (新規) ←基準Ⅱ-A-2(2)③より  (新規) (新規)
観点	基準Ⅰ-B-3へ←  基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。  ←基準Ⅱ-A-2(2)より
区分	基準Ⅰ-B-3へ←  (上記)基準Ⅱ-A-2へ←  (1)教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。  基準Ⅱ-A-1へ←  (削除)  ③シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。 ④学生による授業評価を定期的に受け、授業改善に活用している。 ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。  (2)教育課程の見直しを定期的に行っている。	(1)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 ①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。  (新規)  ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 ④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。 ⑤シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。 ←基準Ⅱ-B-1(1)③より ←基準Ⅱ-B-1(1)④より  ⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。  (3)教育課程の見直しを定期的に行っている。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

	新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)	旧(令和2年6月改定版)
	(3)専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。	(新規)
区分	基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
観点	(1)教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2)教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	(1)教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2)教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
区分	基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。
観点	(1)学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。 (2)職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	(1)学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。 (2)職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
区分	基準Ⅰ-B-3へ←	基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
観点	基準Ⅰ-B-3へ← 基準Ⅱ-C-2へ← 基準Ⅰ-B-3へ← 基準Ⅱ-C-1へ←  基準Ⅱ-C-1へ← 基準Ⅱ-C-2へ← 基準Ⅱ-C-1へ← 基準Ⅱ-C-2へ← 基準Ⅰ-B-3へ←	(1)入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2)学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3)入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4)入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。 (5)高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6)授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (7)アドミッション・オフィス等を整備している。 (8)受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (9)入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。
区分	基準Ⅱ-B-1へ←	基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
観点	基準Ⅱ-B-1へ← 基準Ⅱ-B-1へ← 基準Ⅱ-B-1へ←	(1)学習成果に具体性がある。 (2)学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3)学習成果は測定可能である。
区分	基準Ⅱ-B-3へ←	基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。
観点	基準Ⅱ-B-3へ← 基準Ⅱ-B-3へ← (削除)	(1)GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。 (2)学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 (3)学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。
区分	基準Ⅱ-B-3へ←	基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取組みを行っている。
観点	基準Ⅱ-B-3へ← (削除)	(1)卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2)聴取した結果を学習成果の点検に活用している。
テーマ	B 学習成果	(新規)
区分	基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。	→基準Ⅱ-A-6より
観点	(1)学習成果に具体性がある。	→基準Ⅱ-A-6(1)より

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
	(2)学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3)学習成果は測定可能である。	←基準 II-A-6(2)より ←基準 II-A-6(3)より
区分 観点	基準 II-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 (1)各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。 (2)教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。 (3)教員の成績評価の状況について把握し、点検している。	(新規) (新規) ←基準 II-B-1(1)(1)より (新規)
区分 観点	基準 II-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 (1)GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。 (2)学生調査や学生による自己評価などを活用している。 (3)インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 (4)卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。 (5)測定した結果を学習成果の点検に活用している。	←基準 II-A-7より ←基準 II-A-7(1)より ←基準 II-A-7(2)より ←基準 II-A-7(2)より ←基準 II-A-7(2)及びA-8(1)より (新規)
区分 観点	基準 II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。 (1)学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。 (2)学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。 (3)学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。	(新規) (新規) (新規) (新規)
テーマ 区分 観点	C 入学者選抜 基準 II-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。 (1)入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。 (2)高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。 (3)専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。 (4)入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。 (5)入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。 (6)アドミッション・オフィス等を整備している。	(新規) (新規) ←基準 II-A-5(4)より ←基準 II-A-5(5)より (新規) (新規) (新規) ←基準 II-A-5(7)より
区分 観点	基準 II-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。 (1)学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (2)選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。 (3)授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (4)受験の問い合わせなどに対し適切に対応している。	(新規) ←基準 II-A-5(2)より (新規) ←基準 II-A-5(6)より ←基準 II-A-5(8)より
テーマ	D 学生支援 (削除) (削除) 基準 II-B-2へ← (削除) 基準 II-A-2へ← 基準 II-A-2へ←	B 学生支援 基準 II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 (1)教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
	基準 I-B-1へ← 基準 II-D-1へ←  (削除) (削除) (削除)  基準 II-D-1へ← 基準 III-A-3へ←  (削除)	(5) 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 (6) 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。  (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。  (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。  ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。 ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。
区分	基準 II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	基準 II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
観点	(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。 (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。 (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。 (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。 (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。 (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。 (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。	(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。 ←基準 II-B-1(1)⑥及び(2)③より (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。  (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。  ←基準 II-B-1(3)①より  (9) 留学生受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。 (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
区分	基準 II-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
観点	(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版: 令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
(4)宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。 (5)通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。 (6)奨学生等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7)学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8)学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9)留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。 (10)社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11)障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12)長期履修生を受け入れる体制を整えている。 (13)学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。		(4)宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。 (5)通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。 (6)奨学生等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7)学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8)学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9)留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。 (10)社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11)障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12)長期履修生を受け入れる体制を整えている。 (13)学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。
区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。		基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。
観点 (1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4)学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5)進学、留学に対する支援を行っている。		(1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4)学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5)進学、留学に対する支援を行っている。
基準Ⅲ 教育資源と財的資源		基準Ⅲ 教育資源と財的資源
テーマ A 人的資源		A 人的資源
区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。		基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
観点 (1)短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。 (2)短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3)教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)又は基幹教員とその他教員を配置している。 (4)専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。 (5)非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。 (6)教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。		(1)短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。 (2)短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3)専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。 (4)教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。 (5)非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。 (6)教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7)教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。
区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。		基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。
観点 (1)専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。 (2)専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。 (3)専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。		(1)専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2)専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 (3)専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
	(4)専任教員 <b>又は</b> 基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行ってい る。 (5)専任教員 <b>又は</b> 基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保 している。  <b>基準III-B-1へ←</b>	(4)専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行ってい る。 (5)専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保してい る。  <b>基準III-A-5へ←</b>
	(6)専任教員 <b>又は</b> 基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保してい る。 (7)専任教員 <b>又は</b> 基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備 している。  <b>基準III-A-5へ←</b>	(6)専任教員が研究を行う研究室を整備してい る。 (7)専任教員の研究、研修等を行う時間を確保してい る。 (8)専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備してい る。  <b>基準III-A-4へ←</b>
	(9)FD活動に関する規程を整備し、適切に実施してい る。 (10)専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携して いる。	(9)FD活動に関する規程を整備し、適切に実施してい る。 (1)教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行ってい る。 (10)専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携して いる。
区分	基準III-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務 <b>職員等</b> を配置してい る。	基準III-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務 <b>組織</b> を整備してい る。
観点	(1)事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有してい る。 (2)事務職員等の能力や適性を十分に發揮できる環境を整えている。 (3)事務等関係諸規程を整備してい る。 (4)事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備してい る。  <b>基準III-A-5へ←</b>	(1)短期大学の教育研究等に係る事務組織の責任体制が明確である。 (2)事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有してい る。 (3)事務職員の能力や適性を十分に發揮できる環境を整えている。 (4)事務関係諸規程を整備してい る。 (5)事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備してい る。  <b>基準III-A-4へ←</b>
	(5)日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善してい る。  <b>基準III-A-4へ←</b>	(6)SD活動に関する規程を整備し、適切に実施してい る。 (7)日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善してい る。 (8)事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携して いる。  <b>←基準II-B-1(2)(4)より</b>
区分	基準III-A-4 学習成果の獲得に向けて教職員の役割や責任を規定してい る。	(新規)
観点	(1)教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保してい る。 (2)教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。	←基準III-A-2(10)及び3(8)より ←基準III-A-3(1)より
区分	基準III-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な 研修を実施してい る。	(新規)
観点	(1)教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施してい る。 (2)教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施してい る。 ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行ってい る。 (3)指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施してい る。	←基準III-A-3(6)より ←基準III-A-2(9)より ←基準III-A-2(9)①より  (新規)
区分	基準III-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	基準III-A-4 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。
観点	(1)教職員の就業に関する諸規程を整備してい る。 (2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知してい る。 (3)教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理してい る。 (4)教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。	(1)教職員の就業に関する諸規程を整備してい る。 (2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知してい る。 (3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理してい る。  <b>←基準III-A-1(7)より</b>
テーマ	<b>B 物的資源</b>	<b>B 物的資源</b>
区分	基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の 物的資源を整備、活用してい る。	基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の 物的資源を整備、活用してい る。
観点	(1)校地 <b>は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、そ</b> の面積は短期大学設置基準の規定を充足してい る。	(1)校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足してい る。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

	新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)	旧(令和2年6月改定版)
	(削除) (2)学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。 (3)校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (4)校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。 (5)校地と校舎は障がい者に対応している。 (6)教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。 (7)専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。 (8)専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。 (9)通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (10)教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。 (11)図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。	(2)適切な面積の運動場を有している。 (新規) (3)校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (新規) (4)校地と校舎は障がい者に対応している。 (5)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 →基準III-A-2(6)より (新規) (6)通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (7)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (8)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (9)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
	(削除) (12)図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。 ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。 ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力に努めている。	(新規) ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 (新規) ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
	(削除) (削除) (13)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	(10)適切な面積の体育館を有している。 (11)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。
区分	基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。
観点	(1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。 (3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。 (4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	(1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。 (3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 (4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。
テーマ	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源
区分	基準III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	基準III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。
観点	(1)教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	(1)教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版: 令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
	<p>(2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。</p> <p>(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、<b>情報機器の整備</b>を行っている。</p> <p>(6)学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、適切に活用し、管理している。</p> <p>(7)教職員は、新しい情報技術<b>等</b>を授業や短期大学運営に活用している。</p> <p>(8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。</p>	<p>(2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。</p> <p>(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、<b>学内のコンピュータ整備</b>を行っている。</p> <p>(6)学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。</p> <p>(7)教員は、新しい情報技術<b>などを活用して、効果的な授業を行っている。</b></p> <p>(8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。</p>
テーマ	D 財的資源	D 財的資源
区分	基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。	基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。
観点	<p>(1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>③貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。</p> <p>⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。</p> <p>⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。</p> <p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費<b>を適切に措置</b>している。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩<b>会計監査人</b>の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2)財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。</p>	<p>(1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>③貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。</p> <p>⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。</p> <p>⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。</p> <p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費<b>は経常収入の20%程度を超え</b>ている。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩<b>公認会計士</b>の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2)財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①学校法人及び短期大学は、中・長期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p>
区分	基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき <b>財的資源</b> の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

新(令和6年2月改定版: 令和7年6月の観点改定を含む)		旧(令和2年6月改定版)
観点	(1)短期大学の将来像が明確になっている。 (2)短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3)経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。 (5)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができる。	(1)短期大学の将来像が明確になっている。 (2)短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3)経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4)短期大学及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。 (5)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができる。
基準IV 短期大学運営とガバナンス		
テーマ	(削除) A 理事会運営	A 理事長のリーダーシップ (新規)
区分	基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 ←基準IV-A-1(1)より
観点	(上記)基準IV-A-1へ← (1)理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 (2)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	(1)理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2)理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 (3)理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。 ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。 ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。 ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。
区分	基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。	(新規)
観点	(1)理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。 (2)理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 (3)理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。	←基準IV-A-1(2)①より ←基準IV-A-1(2)③より ←基準IV-A-1(2)④より

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

	新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)	旧(令和2年6月改定版)
	<p>(4)理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p> <p>(5)理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。</p> <p>(6)理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等(内部統制体制)を文部科学省令に基づき整備している。</p>	<p>→基準IV-A-1(2)(5)より</p> <p>→基準IV-A-1(2)(6)より</p> <p>(令和7年度改定:新規)</p>
区分 観点	<p><b>基準IV-A-3</b> 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。</p> <p>(1)理事は、理事選任機関により適切に選任されている。</p> <p>(2)理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。</p>	<p>→基準IV-A-1(3)より</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
テーマ	(削除)	
	<p><b>B 教学運営</b></p> <p>基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。</p> <p>(1)学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。</p> <p>②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。</p> <p>③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>④学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。</p> <p>⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。</p> <p>⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p> <p>(2)学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。</p> <p>①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>④教授会議事録を整備している。</p> <p>⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。</p>	<p>B 学長のリーダーシップ</p> <p>(新規)</p> <p>基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。</p> <p>(1)学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。</p> <p>②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。</p> <p>③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>④学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。</p> <p>⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。</p> <p>⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p> <p>(2)学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>①教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>⑤教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。</p>
テーマ	(削除)	
	<p><b>C ガバナンス</b></p> <p>基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。</p> <p>(1)監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。</p> <p>(2)監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について適宜監査している。</p>	<p><b>C ガバナンス</b></p> <p>基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。</p> <p>(新規)</p> <p>(1)監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。</p>

## 短期大学評価基準観点表\_新旧対照表

	新(令和6年2月改定版:令和7年6月の観点改定を含む)	旧(令和2年6月改定版)
	<p>(3)監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。</p> <p>(4)監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。</p> <p>(5)監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後4か月以内に理事会及び評議員会に提出している。</p> <p>(6)監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p>	<p>(2)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。</p> <p>(令和7年度改定:新規)</p> <p>(3)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。</p> <p>(令和7年度改定:新規)</p>
区分	基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。
観点	<p>(1)評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。</p> <p>(2)評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。</p> <p>(削除)</p> <p>(3)評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。</p> <p>(4)評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p>	<p>(令和7年度改定:新規)</p> <p>(1)評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。</p> <p>(2)評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。</p> <p>(令和7年度改定:新規)</p> <p>(令和7年度改定:新規)</p>
区分	基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	(新規)
観点	<p>(1)会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。</p> <p>(2)会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。</p> <p>(3)会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。</p> <p>(4)会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規) (令和7年度改定:修正)</p> <p>(令和7年度改定:新規)</p>
区分	基準IV-D-1←	基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。
観点	基準IV-D-1←	<p>(1)学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。</p> <p>(2)私立学校法に定められた情報を公表・公開している。</p>
テーマ	D 情報公表	(新規)
区分	基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	←基準IV-C-3より
観点	<p>(1)法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。</p> <p>(2)学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。</p>	<p>←基準IV-C-3(1)、(2)より</p> <p>(新規) (令和7年度改定:修正)</p>